

平成28年第2回館山市国民健康保険運営協議会

議事録（審議事項）概要

《審議事項（諮問）》

- ・平成28年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案について

※上記、審議事項について説明等を行いました。その概要については以下のとおりです。

＜説明概要＞

審議事項の平成28年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案についてですが、最初に関連する平成27年度館山市国民健康保険特別会計決算見込みから説明します。

平成27年度館山市国民健康保険特別会計決算見込みですが、予算現額81億4,126万2千円に対し、収入済額は80億9,936万5千円を見込み、対予算額99.5パーセント、対収入総額100パーセント、対前年度112.6パーセントです。また、支出済額は78億7,395万4千円を見込み、対予算額96.7パーセント、対支出総額100パーセント、対前年度114.6パーセントです。なお、予算現額については、前回の国保運営協議会の時と変わりません。また、対前年度については平成26年度決算額との比較です。

次に、収支差引残額については、収入済額の80億9,936万5千円から支出済額の78億7,395万4千円を差し引いた2億2,541万1千円を見込み、その全額を平成28年度に繰り越します。

次に、平成27年度決算見込みのポイントですが、1年間で被保険者数が717人減り、率にして4.3パーセントの減少に伴い、歳入の国民健康保険税現年課税分も平成26年度決算に比べ1億2,953万2千円の減、率にして8.7パーセントの減少を見込んでいます。その一方で、歳出の保険給付費は平成26年度決算に比べ1億3,136万1千円の増、率にして3パーセントの増加を見込んでいます。

通常、被保険者数が減少すると、国民健康保険税の収入と保険給付費の支出も減少するはずですが、平成27年度の決算見込みでは、国民健康保険税の収入が減り、保険給付費の支出が増加するといった現象が館山市の平成27年度決算見込みの特徴と言えます。

また、この特徴は、1人当たりの保険給付費が平成26年度決算に比べ約2万円増加していることに対し、1人当たりの国民健康保険税現年課税分が約4千円減少していることから伺えます。なお、被保険者数が減っているにもかかわらず、保険給付費が増えている理由としては、医療機関受診率の対前年度伸び率が103.1パーセントと増加していることから、医療機関にかかる回数が増えていることが要因の一つではないかと分析しています。

次に、6月補正予算案について説明します。今回の補正予算案は、平成27年度の医療費実績額がほぼ確定したため、当初予算の歳出と国民健康保険税の現年課税分以外の歳入予算を差し引いた結果、今年度の現年課税分の国民健康保険税必要額が確定したことに伴い計上しました。

なお、今回の補正予算案編成のポイントとしては、歳入予算の不足分2億4,342万3千円を財政調整基金から繰り入れることで、国民健康保険税率を据え置いた補正予算案を編成したことです。

この時期、住民税などの申告による被保険者の所得が確定することから、今年度必要な国民健康保険税額を確保するため、被保険者の所得に対して、どのくらいの収納率に設定しなければならないか、また、どのくらいの税率を設定しなければならないかを検討したところ、収納率については、医療給付費分の一般分は88パーセント、退職分は93.5パーセント。後期高齢者支援金分の一般分は88パーセント、退職分は93.5パーセント。介護納付金分の一般分は84パーセント、退職分は93.5パーセントと前年度の収納率を据え置くことにしました。

また、国民健康保険税率についても、医療給付費分は7.8パーセント、後期高齢者支援金分は1.4パーセント、介護納付金分は1.75パーセントと前年度の税率を据え置くことにしました。

次に、今回の補正予算案の概要ですが、それぞれ当初予算額76億8,057万1千円に補正額2億5,337万9千円を追加し、今回の補正後の予算額を79億3,395万円にしようとするものです。

次に、歳出補正予算案の内容について説明します。まず、総務費242万1千円の増額補正ですが、内訳は郵便料166万5千円とシステム改修委託料75万6千円です。郵便料については、被保険者証等を郵送で送付する際、今までは特定記録郵便で郵送していましたが、千葉県保険指導課の指導により被保険者のお手元に確実に届くように、簡易書留郵便に切り替えるためのものです。また、システム改修委託料については、平成30年度から国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県に移行することに伴い、千葉県が導入するシステムに館山市の国民健康保険システムを連動させるためのものです。

次に、保険給付費ですが、今回補正する療養給付費、療養費、高額療養費については、当初予算では平成27年度の医療費の見込みを半年分の実績額を基に算出しましたが、今回27年度の実績額がほぼ確定したことに伴い、再度、平成25年度から27年度までの3年間の実績額を基に診療報酬改定分の3,798万2千円を加えて積算し直した結果、保険給付費として、1億3,448万円の増額補正予算案を計上しました。

なお、昨年度の6月補正予算額に比べ、保険給付費全体では5,686万5千円の増加です。

次に、後期高齢者支援金等の補正額53万5千円と前期高齢者納付金等の補正額18万2千円、介護納付金の補正額92万2千円については、支払先である社会保険診療報酬支払基金からの通知により、それぞれ増額補正をするものです。

次に、基金積立金の補正額1億円については、平成27年度決算見込みにおける収支差し引き残額2億2,541万1千円から諸支出金の過年度療養給付費等負担金返還金1,484万円等を差し引いた残りの額の約2億円の2分の1に相当する1億円を財政調整基金に積み立てるものです。

次に、諸支出金の補正額1,483万9千円ですが、平成27年度療養給付費等負担金の清算に伴い、1,484万円の返還金が生じる見込みのため、増額補正をするものです。

次に、歳入補正予算案の内容について説明します。まず、国庫支出金の補正額6,594万2千円ですが、現年度療養給付費等負担金の補正額4,854万円については、今回の歳出補正予算における一般被保険者療養給付費の増加に伴うものです。また、財政調整交付金の補正額1,664万6千円については、過去3年間の平均実績額で予算計上していますが、今回平成27年度の実績額が確定したことに伴い、積算し直したものです。さらに、国保制度関係業務準備事業費補助金の補正額75万6千円については、今回の総務費の歳出補正予算におけるシステム改修委託料分を増額補正するものです。この結果、国庫支出金全体では、補正額6,594万2千円、6月補正後予算額15億2,771万6千円にしようとするものです。

次に、療養給付費等交付金の補正額570万7千円ですが、まず、現年度療養給付費等交付金の減額補正124万2千円については、歳出補正予算における退職被保険者等分の交付対象基準額の減少によるものです。また、過年度療養給付費等交付金の増額補正694万9千円については、平成27年度療養給付費等交付金の清算に伴い、695万円の追加交付が見込まれるため、増額補正をしようとするものです。この結果、療養給付費等交付金全体では補正額570万7千円、6月補正後予算額2億8,129万2千円にし

ようとするものです。

次に、前期高齢者交付金の補正額25万9千円ですが、交付元である社会保険診療報酬支払基金からの通知によるものです。

次に、県支出金の補正額78万9千円ですが、歳出補正予算における後期高齢者支援金の増加に伴い、増額補正をしようとするものです。この結果、県支出金全体では、6月補正後予算額3億7,267万9千円にしようとするものです。

次に、繰入金の補正額2億9,494万3千円ですが、まず、職員給与費等繰入金の増額補正166万5千円については、今回の総務費の歳出補正予算における郵便料の増額補正に伴うものです。次に、財政安定化支援事業繰入金の増額補正4,985万5千円については、総務省通知により示された補正係数を用いて、高齢者数及び国民健康保険税軽減世帯の割合がそれぞれ高いとされる項目を積算し直したことによるものです。次に、財政調整基金繰入金の増額補正2億4,342万3千円については、今回の補正予算における歳入予算の不足分を財政調整基金から繰り入れようとするものです。この結果、繰入金全体では、補正額2億9,494万3千円、6月補正後予算額8億5,491万円にしようとするものです。

次に、繰越金の補正額2億541万1千円ですが、先の平成27年度決算見込みで説明した収支差引残額の2億2,541万1千円に6月補正後予算額を合わせようとするものです。

次に、国保財政調整基金保有額ですが、今回の補正予算後の基金保有額は4億7,842万8千円を見込んでいます。

次に、国民健康保険税の現年課税分について説明します。国民健康保険特別会計予算においては、歳出総予算額から国庫支出金などの歳入予算額を差し引いた不足分を国民健康保険税などで確保することになります。国民健康保険税には、所得割に係る部分があり、この時期になると、平成28年度市県民税の課税基礎となる所得が整理、確定することから、国民健康保険の被保険者の所得集計により、必要とされる国民健康保険税の税率も含め算出した結果、今回の国民健康保険税の現年課税分については、3億1,967万2千円を減額し、総額12億4,593万円にしようとするものです。

次に、具体的な内容について説明します。国民健康保険税は、74歳以下の方が被保険者となる医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと40歳以上64歳以下の方が被保険者となる介護納付金分の3項目で構成されています。国民健康保険税率については、変更はありませんが、2月12日の館山市国民健康保険運営協議会で説明した平成28年度地方税法等の改正に伴う医療給付費分の限度額を52万円から54万円に、また、後期高齢者支援金

分の限度額を17万円から19万円に改正されたことについては、この6月の市議会定例会で専決処分の承認をいただく予定です。なお、5割軽減、2割軽減の拡充も併せて改正されています。

これら改正の結果、平成28年度の医療給付費分の調定額は10億9,078万3千円、後期高齢者支援金分の調定額は2億1,064万4千円、介護納付金分の調定額は1億1,600万1千円で、合計額は14億1,742万8千円になります。これらの調定額に、先ほど説明のした収納率を乗じたものが、平成28年度予算額となり、6月補正後の国民健康保険税の現年課税分となります。

次に、それぞれの項目について説明します。まず、国民健康保険税の医療給付費分ですが、市県民税の所得に基づき所得を集計すると、所得割の所得割課税基準額が90億5,438万9千円になります。この所得割課税基準額に税率7.8パーセントを乗じて得た所得割総額と平成28年度に見込まれる被保険者総数及び被保険者世帯総数に税率、均等割の場合は2万3,400円、平等割の場合は2万9,400円になりますが、こちらを乗じて得た額の合計が課税総額として13億5,193万5千円になります。

また、低所得者の軽減については、総所得が33万円以下の世帯と総所得33万円に26万5千円に被保険者数と特定同一世帯所属者数を加えた数を乗じて得た金額以下の世帯、さらに所得総額が33万円と48万円に被保険者数と特定同一世帯所属者数を加えた数を乗じて得た合計額以下の世帯を対象に、被保険者均等割額や世帯別平等割額の7割、5割または2割を軽減するという制度です。

例えば、7割軽減の場合、本来、被保険者均等割額が2万3,400円のところ、その7割である1万6,380円を減額し、7,020円となります。また、世帯別平等割額については、本来2万9,400円のところ、その7割である2万5,800円を減額し、8,820円になります。5割、2割軽減についても同様の扱いです。

これらの低所得者の軽減に伴う減収分の総額が1億9,259万3千円になります。また、課税限度額54万円を超える合計額は6,855万9千円と算出され、これを差し引いた額が医療給付費分の調定額10億9,078万3千円となります。

次に、先の医療給付費分と同様の考え方で計算を行った結果、後期高齢者支援金分の調定額は2億1,064万4千円となり、介護納付金分の調定額は1億1,600万1千円になります。

これら医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれの調定額に収納率を乗じて算出した平成28年度国民健康保険税現年課税分の今

回の補正後予算額の合計は12億4,593万円です。

以上で、審議事項の平成28年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案の説明を終わります。

<質疑応答等>

【質疑 ①】 収納率の平成27年度決算見込みを平成26年度決算と比較して、教えてください。

【① 回答】 国民健康保険税現年課税分の収納率について、26年度決算では94.01パーセント。27年度決算見込みですが、4月末現在で92.11パーセントを見込んでいます。

【質疑 ②】 滞納繰越分の収納率について、平成27年度決算見込みを平成26年度決算と比較して、教えてください。

【② 回答】 国民健康保険税滞納繰越分の収納率について、26年度決算では11.52パーセント。27年度決算見込みですが、4月末現在で9.16パーセントを見込んでいます。

【質疑 ③】 全体の世帯数が減っている中で、国民健康保険税の7割軽減の場合、制度改正がないのに世帯数が増加しているというのは、高齢者の所得が減少しているということか。

【③ 回答】 7割軽減の場合、所得で判定しているため、ご指摘のとおり所得が減少している世帯が増加したものと思われます。

【質疑 ④】 館山市の1人当たり総医療費について、近年やや良くなってきているのではと思いますが、何かの成果によるものですか。

【④ 回答】 平成25年度と26年度を比較すると、千葉県内の合計での順位は10番から15番目になりました。この順位の変動理由については、他市町村の状況等を把握していないため、わかりません。

《審議事項結果（答申）》

審議事項の平成28年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案については原案どおり答申する。